

収穫調査委託契約書(案)

1. 調査名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等名)	委託 予定数量	委託 単価	委託予定金額	調査場所
令和8年度 留萌南部森林管 理署収穫調査業 務委託2号	117.51 ha		委託金額 _____ 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 _____ 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) ()の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 調査期間

自 契約締結日の翌日
至 令和 8年 12月 18日

3. 契約保証金 免除

4. 特約事項

特記仕様書の通り

上記委託事業につき、委託者 (以下「甲」という。) と、受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している収穫調査委託契約約款(本調査の公告日現在)によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲)

受託者(乙)

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班						
留 萌 南 部	三 溪	2075㍿	2.01	571	皆 伐	100	毎 木	分 収 育 林 6cm 以 上 調 査
留 萌 南 部	三 溪	2075㍿1	3.99	204	帯 状 間 伐	25	標 準 地 (本 数)	4 × 12 L34cm 上 調 査
留 萌 南 部	三 溪	2075㍿㍶	0.39	8	帯 状 間 伐	25	標 準 地 (本 数)	4 × 12
留 萌 南 部	三 溪	2076㍿ニ	2.52	137	帯 状 間 伐	25	標 準 地 (本 数)	4 × 12 L34cm 上 調 査
留 萌 南 部	三 溪	2082㍿㍵	7.73	239	定 性 間 伐	20	標 準 地 (本 数)	
留 萌 南 部	三 溪	2083㍿へ	4.68	191	定 性 間 伐	20	標 準 地 (本 数)	
留 萌 南 部	三 溪	2083㍿㍵	9.52	284	定 性 間 伐	20	標 準 地 (本 数)	
留 萌 南 部	三 溪	2083㍿㍿	2.50	95	帯 状 間 伐	20	標 準 地 (面 積)	4 × 16
留 萌 南 部	三 溪	2083㍿㍽	1.93	74	定 性 間 伐	20	標 準 地 (本 数)	
留 萌 南 部	三 溪	2083㍿㍵	3.72	152	定 性 間 伐	20	標 準 地 (本 数)	
留 萌 南 部	三 溪	2083㍿お	2.80	105	定 性 間 伐	20	標 準 地 (本 数)	
留 萌 南 部	奥 古 丹	2156㍿㍿	31.30	1424	帯 状 間 伐	25	標 準 地 (面 積)	4 × 12
留 萌 南 部	奥 古 丹	2156㍿㍶	13.40	488	帯 状 間 伐	20	省 略	2156㍿㍿ 4 × 16
留 萌 南 部	奥 古 丹	2157㍿ニ	11.44	326	帯 状 間 伐	20	標 準 地 (面 積)	4 × 16
留 萌 南 部	奥 古 丹	2157㍿ほ	0.50	7	帯 状 間 伐	20	標 準 地 (面 積)	4 × 16
留 萌 南 部	奥 古 丹	2157㍿へ	9.88	260	帯 状 間 伐	20	標 準 地 (面 積)	4 × 16
留 萌 南 部	奥 古 丹	2157㍿㍽	9.20	175	帯 状 間 伐	20	標 準 地 (面 積)	4 × 16
合 計		17箇 所	117.51	4,740				

特記仕様書

収穫調査の実施にあたっては、「北海道森林管理局収穫調査規程」及び「北海道森林管理局収穫調査規程の運用について」によるほか、以下の定めによるものとする。

1 狩猟期間中の安全対策について

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署が定める銃猟安全対策に従うこと。

なお、林道等入口付近及び事業地の前後等の視認しやすい場所に「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり0.45×1.5m以上、ポール伸縮3m程度）を3本設置すること。

また、市町村から森林管理（支）署に対し、市町村が実施主体となって行う有害鳥獣捕獲について、事業地を含む周辺国有林において、土・日曜日、祝日、年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理（支）署・市町村・受託者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じること。

2 多様な森づくりについて

調査実行中において、現地で除外区域が明確でない場合は、林況に関する状況について監督職員等に適宜情報すること。

3 無人航空機の飛行

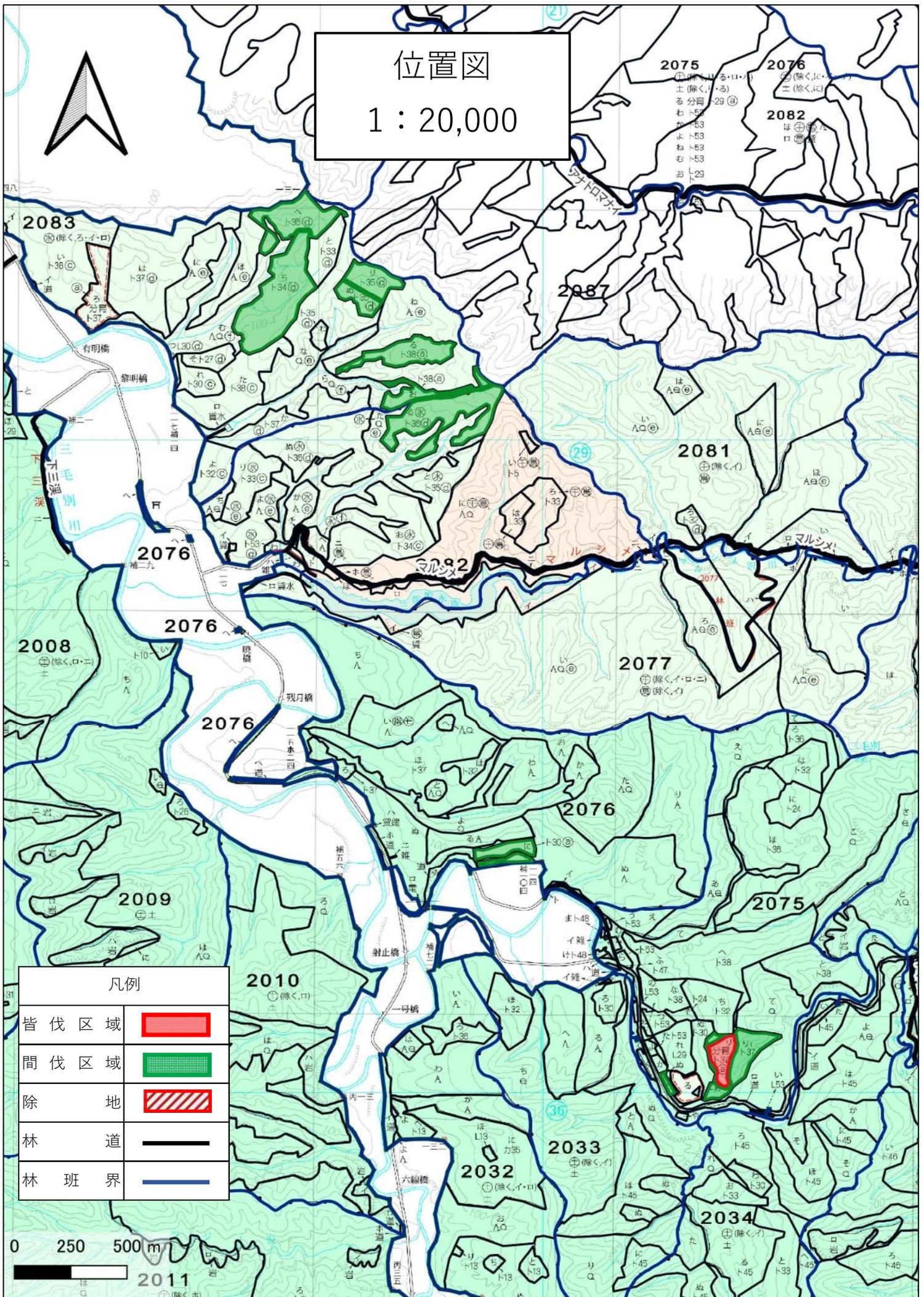
国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を監督職員等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

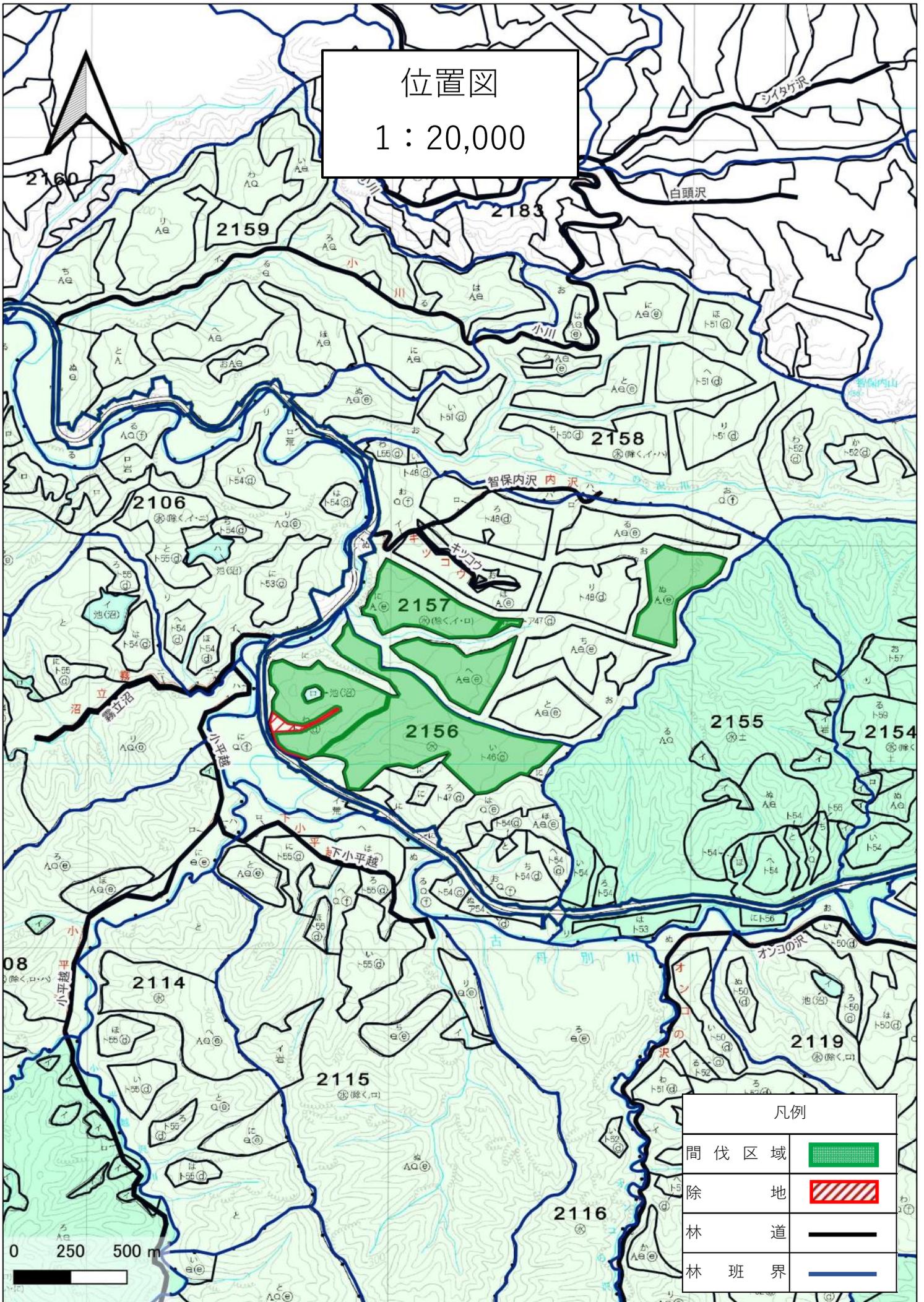
- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受託者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに監督職員等へ報告する。
- (3) 無人航空機の回収は、受託者の責任において行う。
- (4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

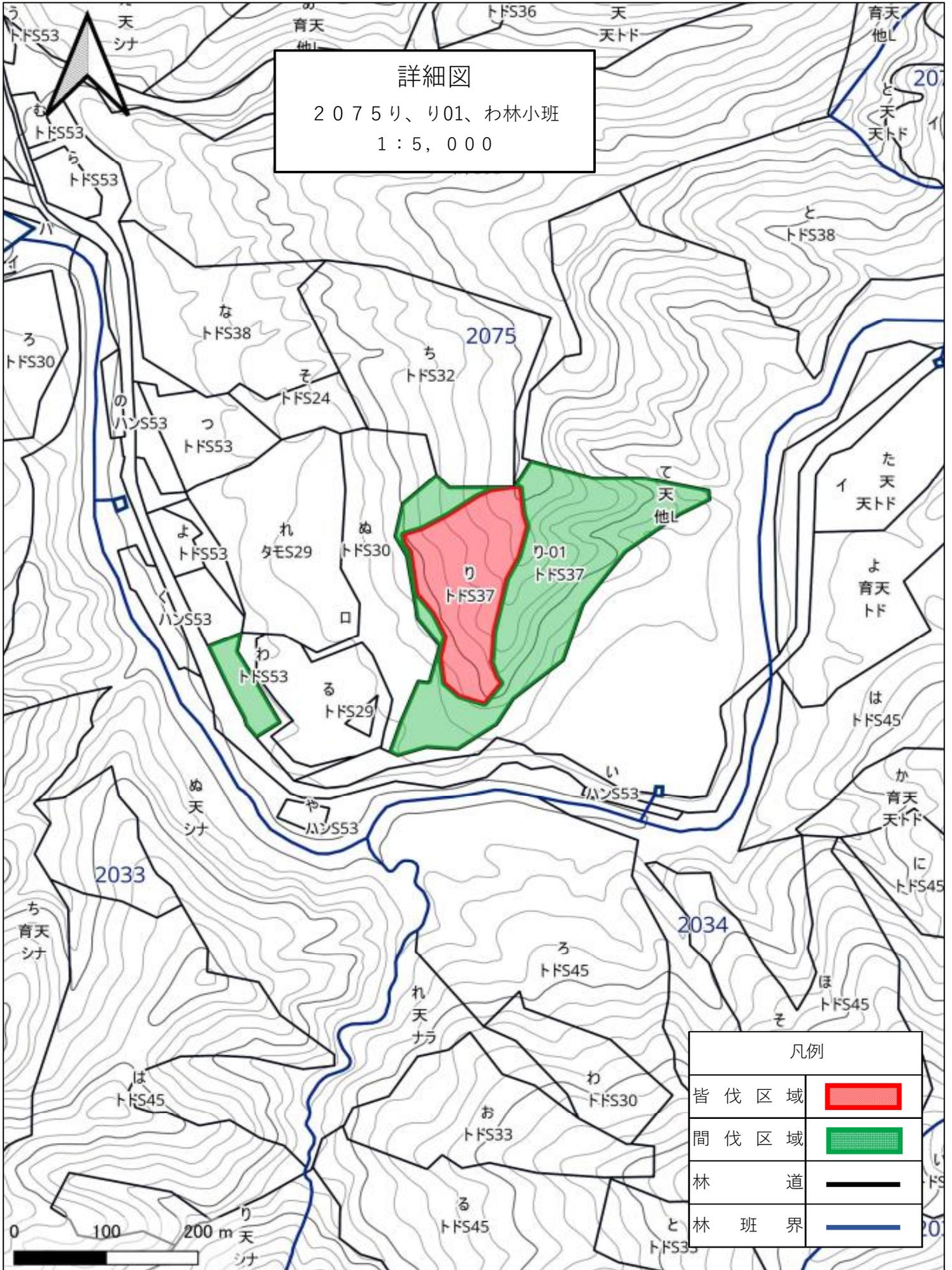
4 ナラ枯れ被害の対応について

ナラ枯れの被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は、原則、調査対象としないこと。また被害木及び被害木と推定されるものを発見した場合は、その立木にテープ等で標示するとともに、位置情報を速やかに監督職員へ報告すること。

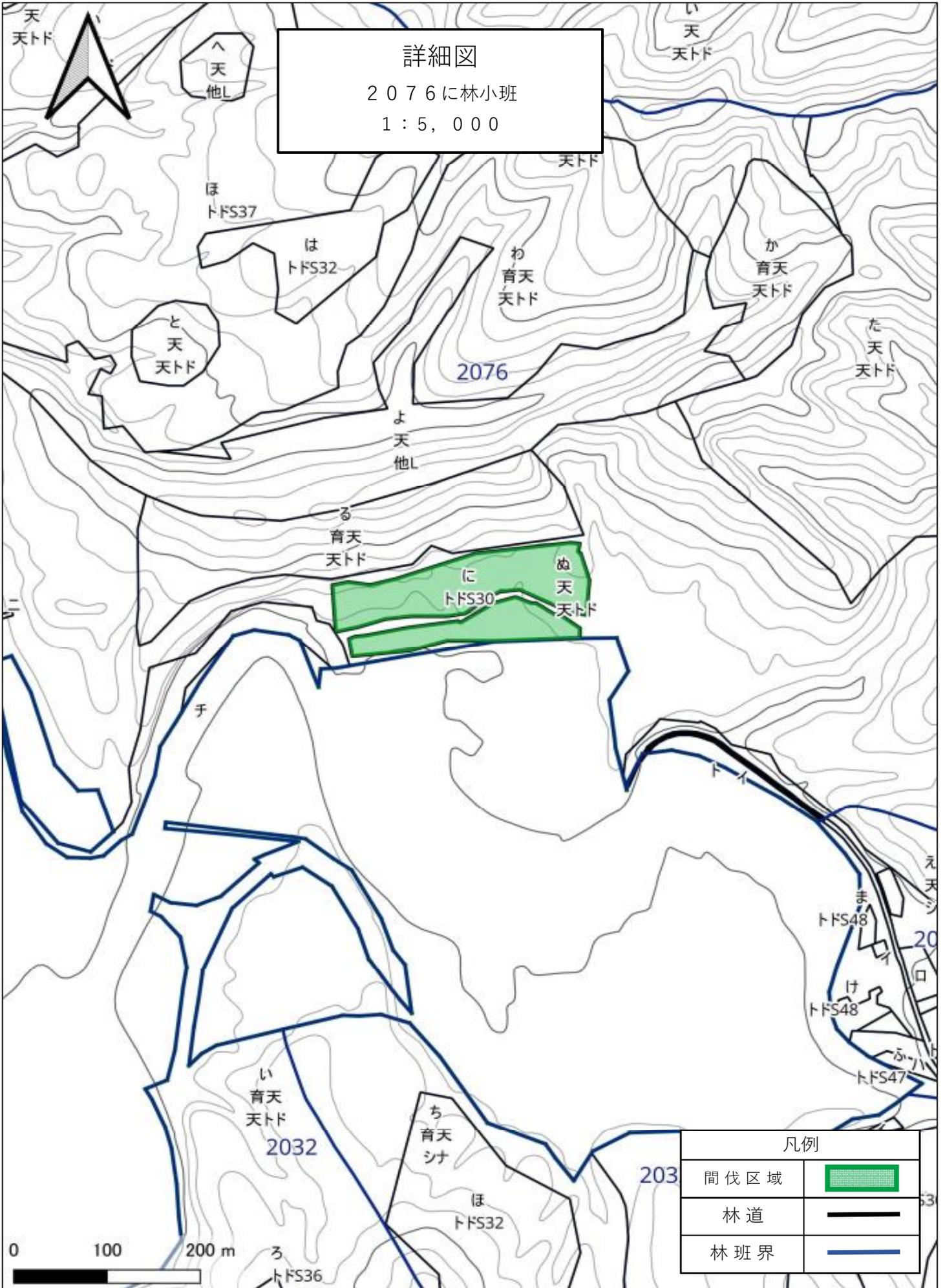
5 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議すること。

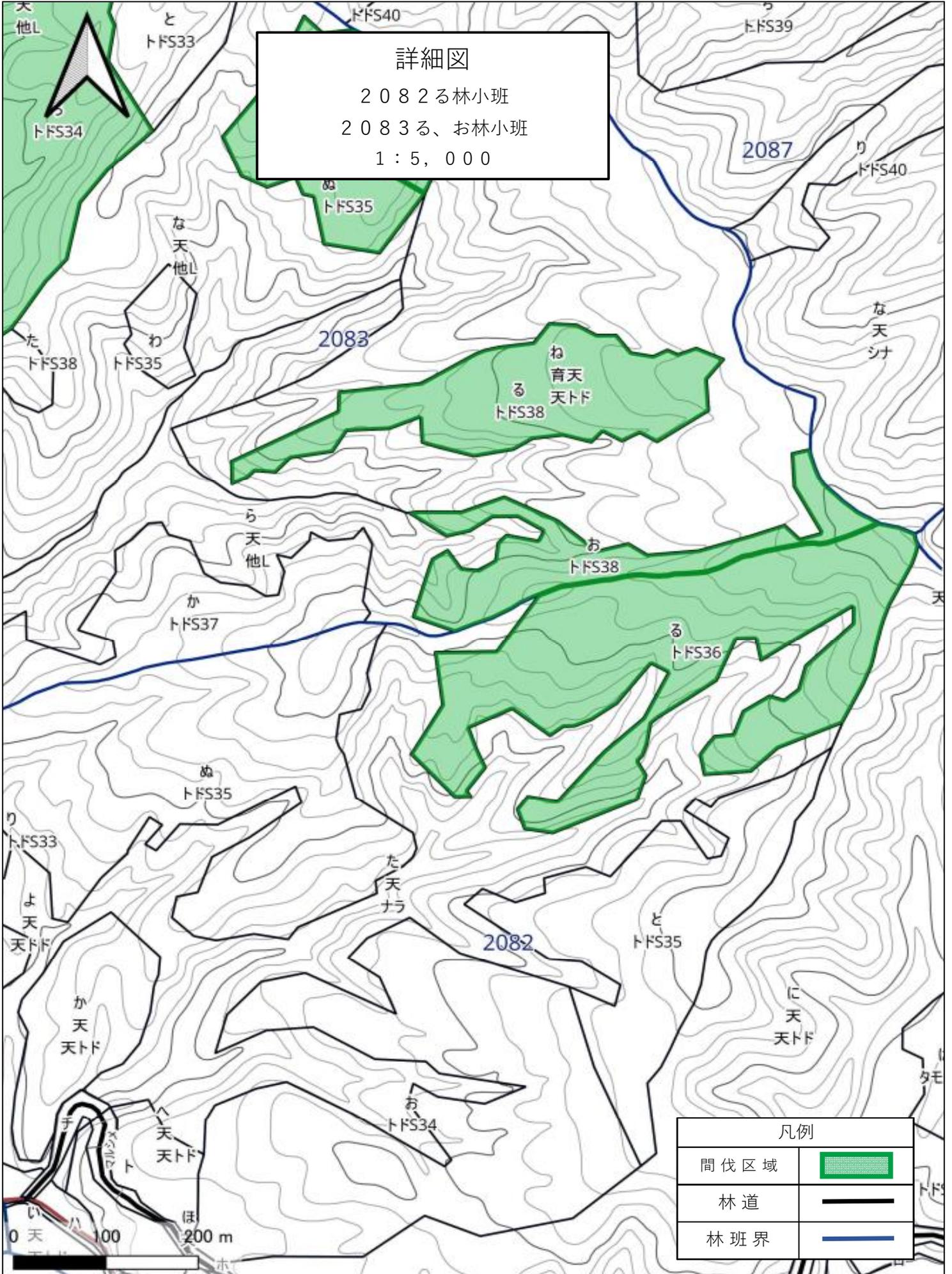


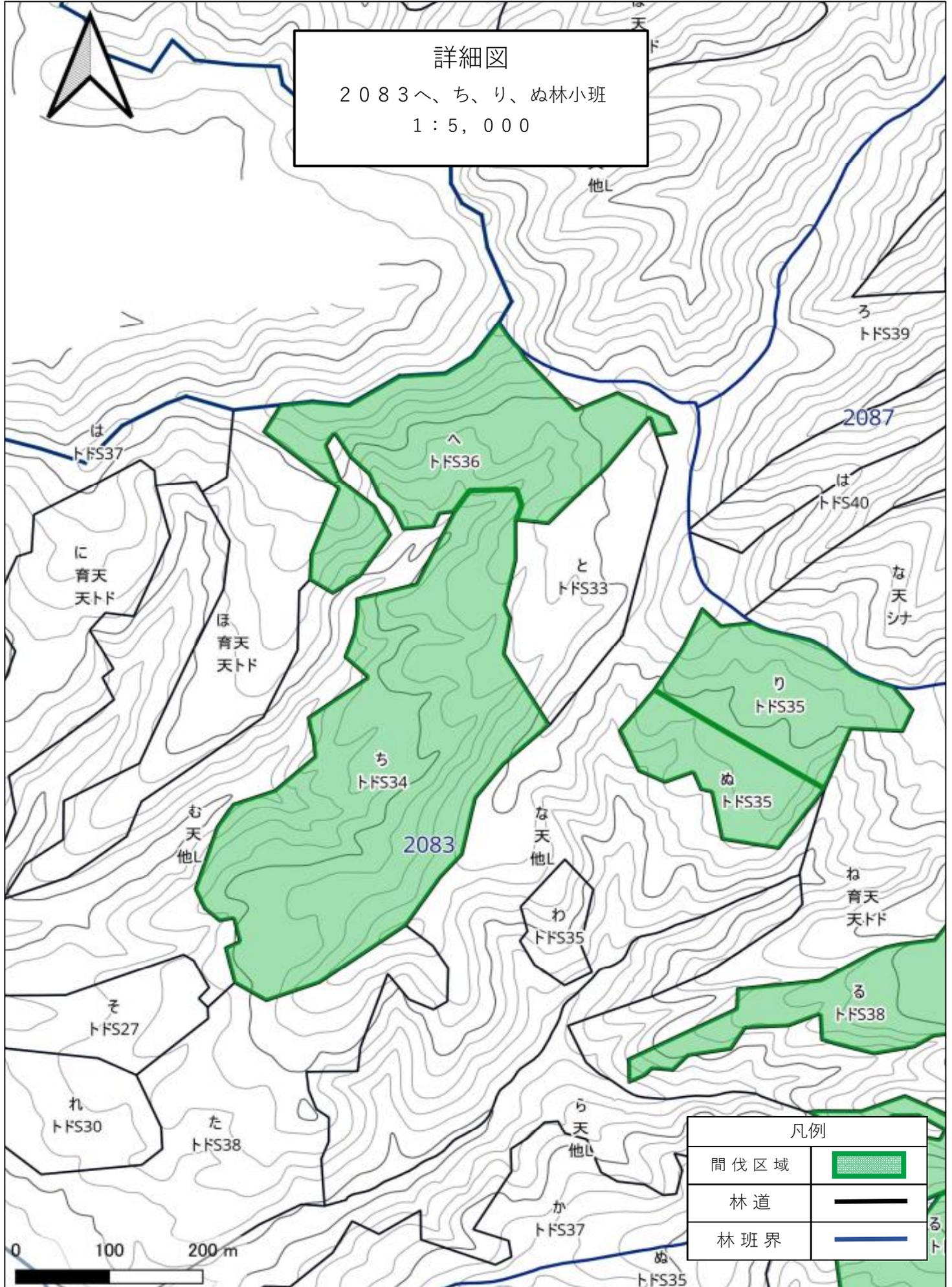




詳細図
2075り、り01、わ林小班
1 : 5, 000









詳細図
2156い、わ林小班
1:5,000

凡例	
間伐区域	
除地	
林道	
林班界	

